

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	1
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）（抄）	1
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	3
公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（抄）	4
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	4
古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）	7
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	7
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	7
質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）	11
商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）	11
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	12
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	12
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	18
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百二十七号）（抄）	18
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	25
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	30
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	30
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）	46
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	47
金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）	47
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）	48
農林中央金庫法の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）	48
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）	55
信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）	55
会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	55
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	59
犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）	60
株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）	66
電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）（抄）	66
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	67
国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄）	73

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九條（略）

④ 次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三（略）

⑤（略）

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）

第十條 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四 共済に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

②（略）

第十一條の六十四（略）

一 農業協同組合の行う特定事業に從属する業務として農林水産省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「從属業務」という。）

二 次項第一号に掲げる農業協同組合にあつては第十條第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、次項第二号に掲げる農業協同組合にあつては同条第一項第二号、第三号又は第十号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

② 前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十條第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合（信用事業又は共済事業）

二 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合（前号に掲げる農業協同組合を除く。）（信用事業）

三 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合（第一号に掲げる農業協同組合を除く。）（共済事業）

③ 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

④（略）

第十一條の六十六 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）

一 銀行法第二條第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むもの

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）を営むもの

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。次項において同じ。）のほか、同法第三十

五 金融商品取引法第二号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
三 金融商品取引法第十二号に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のい
ずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下
「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二号第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二号第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の媒介
ハ（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）
ニ 金融商品取引法第二号第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
ハ 金融商品取引法第二号第十一項第三号に掲げる行為
ニ 金融商品取引法第二号第十一項第三号に掲げる行為
イ 信託業法第二号第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

五 四（略）
イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業
協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有し、かつ、当該農業協同
組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の
議決権の数を超過して保有しているもの

ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協
同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの
ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協
同組合連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの

六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権の数を超過して保有しているもの）
六 定めるもの（次号並びに次条第三号及び第四号において「特定子会社」という。） 以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定
する基準議決権数を超過して有していないものに限る。）

六 二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置に
ついて主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三号において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業
協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超過して有していないものに限る。）

七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）で主務省令で定めるもの（当該持株会
社になることを予定している会社を含む。）

一 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主
務省令で定めるもの
二 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同
じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
六 証券専門会社 又は証券仲介専門会社

ロ イ 証券専門会社 又は証券仲介専門会社
ハ 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社
ロ イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）
ハ 信託専門会社

ロ イ 信託専門会社
ハ 信託専門会社 又は信託専門会社の子会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
ロ イ 信託専門会社 又は信託専門会社の子会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
ハ 信託専門会社 又は信託専門会社の子会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

③ 六 第一項と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社に
第十一項の六十四第三項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十一項の六十
六第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社に

よる同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、「農林水産省令」とあるのは「主務省令」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

④（略）前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

⑥ 第四項の規定は、第一項の農業協同組合連合会が、その子会社としている同項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

⑦ 第一項の農業協同組合連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

⑧ 第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

⑨（略）

⑩ 農業協同組合連合会が第十條第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

第九十二條の三 前條第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

②（略）銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同條第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）
第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 国債証券
二 地方債証券
三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）

六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券

八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
九 株券又は新株予約権証券

十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

十二 貸付信託の受益証券
十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

十四 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
十五 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券

- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証書の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表すするものうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表すする証券又は証書
- 二十 前各号に掲げる証券又は証書の預託を受けた者が当該証券又は証書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書
- 2
2
40
(略)

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）

- （外国で資格を有する者の特例）
- 第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。
- 2
2
4
(略)
- 5 第一項の登録を受けた者（以下「外国公認会計士」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、同項の登録を抹消しなければならない。
- 一 第二十一条第一項各号のいずれかに該当するとき。
- 二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を失つたとき。
- 6 (略)

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

- （事業の種類）
- 第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 三 (略)
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 十 (略)
- 十一 組合員の共済に関する事業
- 2
2
10
(略)
- （子会社の範囲等）
- 第十七条の四 (略)
- 一 組合の行う特定事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）
- 二 次項第一号に掲げる組合にあつては第十一条第一項第三号、第四号又は第十一号の事業に、次項第二号に掲げる組合にあつては同条第一項第三号又は第四号の事業に、次項第三号に掲げる組合にあつては同条第一項第十一号の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として主務省令（次項第三号に掲げる組合に

- 有していないものに限る。)
- 六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。））
- 七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 二 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
- 二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、有価証券関連業務又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
- 五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社
- 六 イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
- 六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社
ロ イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）
ロ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
- ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
- 二 その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの
- 三 第十七条の十四第三項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、一子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。
- 四 (略)
- 五 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により当該連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 六 第四項の規定は、第一項の連合会が、その子会社として掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときに準用する。
- 七 第一項の連合会は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社は、第四項の規定に準用する。
- 八 該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。
- 九 第一項の連合会が認可対象会社を子会社として掲げる場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。
- 十 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。
- （適用除外）
第二百一十一条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。
- 三 銀行等は、特定信用事業代理業を行うおとすときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証券その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取り引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

2 5（略）

（許可）

第三条 前条第二項第一号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2（略）

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ

三 九（略）

2 8（略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）

（出資の金額）

第二条（略）

2 前項の政令で定める額は、信用協同組合の出資の総額にあつては一千万円、信用協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回つてはならない。

（信用協同組合等の子会社の定義）

第四条（略）

2 前項の場合において、信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信用協同組合等若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（信用協同組合の子会社の範囲等）

第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一（略）

イ 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で

定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

三 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得、当該信用協同組合は、その子会社となつた会社が当該事由（当該信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得）その他内閣府令で定める事由を除く。第一項第三号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第五項若しくは第六十六条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）の規定により事業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4 前項の規定は、認可対象会社が、信用協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用協同組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用協同組合は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、信用協同組合が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするとき、その旨を定款で定めなければならない。

7 信用協同組合が認可対象会社を子会社として第一項各号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8 により、総会に報告しなければならない。

第四條（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）

一 銀行法第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連連業（同法第二十八條第八項（定義）に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二條第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

ロ 金融商品取引法第二條第十一項第一号（定義）に掲げる行為

イ 金融商品取引法第二條第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハ）に掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八條第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二十八條第八項第三号（定義）に掲げる行為

四 保険業法（平成七年法律第十五号）第三号（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）

五 保険業法（平成七年法律第十五号）第二條第二項（定義）に規定する少額短期保険業者（次項第七号において「少額短期保険業者」という。）

六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二條第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

3 (略)
4 前項の規定は、信用協同組合連合会が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときに準用する。
5 (略)
6 (略)

7 (信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)
第四條の五(略)

2 前項の場合及び次項において準用する第四條の三第二項から第六項までの場合において、前條第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第四條の三第二項から第六項まで及び第八項の規定は、信用協同組合連合会について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第四條の五第一項」と、国内の会社の議決権をその基準議決権数とする国内の会社をいう。次項から第六項までにおいて同じ。
(議決権をその基準議決権数(同條第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。))と、同條第四項中「第一項の規定」とあるのは「第四條の五第一項の規定」と、中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項の認可を受けて事業」とあるのは「次條第三項又は中小企業等協同組合法第五十七條の三第五項の認可を受けて次條第三項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は事業」とあるのは「その事業」とあるのは「その子会社とした日又はその事業」と、中小企業等協同組合法第六十六條第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五條第一項(認可)とあるのは「中小企業等協同組合法第六十六條第一項」と、同條第八項中「前各項」とあるのは「第二項から第六項まで並びに第四條の五第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社(当該会社の議決権を、当該信用協同組合に掲げる会社(当該信用協同組合連合会の子会社であるものに限る。))と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。及び前條第一項第七号又は第七號の二

(銀行法の準用)
第六條(略)

2 前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営まてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第十二條の二及び第十三條の三中「第十三條の四」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二」と、同法第二十七條、第二十八條及び第三十七條第三項中「第四條第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定による解散命令」と、同法第五十六條第二号中「第四條第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)
第六條の五(銀行法第七章の四(第五十二條の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二條の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二條の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六條(第十号から第十二号までに係る部分に限る。))(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、それぞれ準用する。

2 (略)
一 第三條第一項の規定による認可を受けないで同項各号に規定する行為をしたとき。

第十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五條の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用協同組合代理業者(信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 (略)

二 同條第四條の二第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同條第五項において準用する同條第三項の認可を受けないで同條第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同條第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

二 同條第四條の四第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同條第四項において準用する同條第三項の認可を受けない

で同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第三項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

三 第五条の二第一項の規定に違反したとき。

四 第五条の三の規定に違反して同条に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

五 第五条の七第九項から第十一項まで（第五条の八第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は第六条の二第一項において準用する会社法第九十六條第一項若しくは第二項の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記録し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第五条の八第十項の規定又は第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十八條第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

六の二 第五条の八第十三項において準用する会社法第三百九十九條第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

六の三 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

七 第五条の九第一項において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

八 第五条の九第一項において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十 第五条の十一第二項又は第三項の規定に違反して、会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十一 第五条の十二の規定に違反したとき。

十二 第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四條の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

十三 （略）

十四 第七条の三第一項の規定により付した条件（第三条第一項第二号若しくは第四号、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定又は銀行法第三十七條第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

十五 銀行法第十八條の規定に違反して当該準備金を積み立てなかつたとき。

十六 銀行法第二十六條第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二條の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

十七 銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十八 銀行法第五十二條の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十 会社法第九十六條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九十七條第六号の規定する者が、第五条の六において準用する同法第三百八十一條第三項の規定又は第五条の九第一項において準用する同法第三百九十六條第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）

第二条（質屋営業の許可）
質屋にならうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 （流質物の取得及び処分）
第十九條 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支払うことを要する利子に相当する金額を支払つたときは、これを返還するように努めるものとする。

2 （略）

第五十四条の子会社の範囲等)
第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一（略）

イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

ロ 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用金庫又はその特定子会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

三 前三号に掲げる会社の子会社とする持株会社（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

二 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得事由（当該信用金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

三 信用金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八

条第六項若しくは第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五十一条（認可）の規定により合併又は

事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫の子会

社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた

場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

五 第三項の規定は、信用金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会

社としようとするときについて準用する。

六 信用金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号

のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

七 信用金庫が認可対象会社（子会社として認める場合）には、当該信用金庫の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、

八 総会に報告しなければならない。

（略）

第五十四条の子会社の範囲等)
第五十四条の二十三（略）

一 銀行法第二十一条（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業

務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

二の二 資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの

二 金融商品取引法第二十条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をい

う。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業

務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二十条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次

に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専

ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

ロ 金融商品取引法第二十条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の

売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ニハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

の 二 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）

銀行業を営む外国の会社

有価証券関連業務を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの

ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有するもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（信託子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十一 前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

十二 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む。）

十三 前号に掲げる会社を当該信用金庫連合会が合算して保有するもの

二一 前号に掲げる会社を当該信用金庫連合会が合算して保有するもの

の 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業務、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

一 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

二 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

七の二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
振替業

八の二 両替
九の二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十の二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十一の二 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十二の二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十三の二 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

十四の二 使用期間が満了した後、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する額を対価として受領することとを内容とするものであること

十五の二 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと

十六の二 前号に掲げる業務の代理又は媒介

十七の二 削除
十八の二 削除
十九の二 削除
二十の二 削除
二十一の二 削除
二十二の二 削除
二十三の二 削除
二十四の二 削除
二十五の二 削除
二十六の二 削除
二十七の二 削除
二十八の二 削除
二十九の二 削除
三十の二 削除
三十一の二 削除
三十二の二 削除
三十三の二 削除
三十四の二 削除
三十五の二 削除
三十六の二 削除
三十七の二 削除
三十八の二 削除
三十九の二 削除
四十の二 削除
四十一の二 削除
四十二の二 削除
四十三の二 削除
四十四の二 削除
四十五の二 削除
四十六の二 削除
四十七の二 削除
四十八の二 削除
四十九の二 削除
五十の二 削除
五十一の二 削除
五十二の二 削除
五十三の二 削除
五十四の二 削除
五十五の二 削除
五十六の二 削除
五十七の二 削除
五十八の二 削除
五十九の二 削除
六十の二 削除
六十一の二 削除
六十二の二 削除
六十三の二 削除
六十四の二 削除
六十五の二 削除
六十六の二 削除
六十七の二 削除
六十八の二 削除
六十九の二 削除
七十の二 削除
七十一の二 削除
七十二の二 削除
七十三の二 削除
七十四の二 削除
七十五の二 削除
七十六の二 削除
七十七の二 削除
七十八の二 削除
七十九の二 削除
八十の二 削除
八十一の二 削除
八十二の二 削除
八十三の二 削除
八十四の二 削除
八十五の二 削除
八十六の二 削除
八十七の二 削除
八十八の二 削除
八十九の二 削除
九十の二 削除
九十一の二 削除
九十二の二 削除
九十三の二 削除
九十四の二 削除
九十五の二 削除
九十六の二 削除
九十七の二 削除
九十八の二 削除
九十九の二 削除
百の二 削除

三十一の二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
三十二の二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
三十三の二 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
三十四の二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第十二条の二第一項（定義）に規定する短期農林債
三十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
三十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
三十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
三十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
三十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
四十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
五十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
六十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第三十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
七十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第四十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十一の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十七項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十二の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十八項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十三の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第五十九項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十四の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十五の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十六の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十七の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十三項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十八の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十四項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
九十九の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十五項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
百の二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第六十六項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

三十一の二 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと

三十二の二 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること

三十三の二 第三項第一号又は第九号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう

三十四の二 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう

三十五の二 第三項第九号又は第十号の「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう

三十六の二 第六条の三（外国銀行代理業務に係る認可等）
をを受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

三十七の二 第十三条の二（長期信用銀行の子会社の範囲等）
長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

三十八の二 長期信用銀行

- 二 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）
 - 二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 二の三 うち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）
 - 三 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
 - 四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
 - ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）
 - ハ 金融商品取引法第二十八条第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介
 - ニ 金融商品取引法第二十一条第三号（定義）に掲げる行為
 - 五 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）
 - 五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（以下「少額短期保険業者」という。）
 - 六 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）
 - 七 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社
 - 八 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 九 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの当該会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式について議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式について議決権を含む。以下同じ。）に該当し、当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
 - ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）
 - ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）
 - ニ 当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
 - ロ 当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
 - ハ 当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
 - ニ 当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
 - ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）
- 当該会社の議決権の数を超えて保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

7 長期信用銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引

8 内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号の承継を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。
一 当該長期信用銀行が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社の子会社として第一項第七号から第十一号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

9 第九項の規定は、長期信用銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

1312 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）
第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行の子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行
二 資金移動専門会社
三 証券専門会社
四 証券仲介専門会社
五 保険会社
六 少額短期保険業者
七 銀行業を営む外国の会社
八 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
九 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
十 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

ロイ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）
一 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置

十三 内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十四 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十五 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十六 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十七 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十八 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十九 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

二十 長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。

十三 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。）

3 第一項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社であつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社）を子会社とするもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社）をいう。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。）

4 長期信用銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

一 当該長期信用銀行持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社の子会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該長期信用銀行持株会社の子会社とした第一項第六号から第十号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

6・7 (略)

8 第六項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限定。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

9 (略)

第十六条の四の二 長期信用銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。

一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）

イ (略)

ロ 前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除外し、前条第一項各号（第十一号及び第十一号の二を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）

2 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 長期信用銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を特株特定子会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。）を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社は、その持株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けなかった場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ

なつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人（長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社でなくかつた場合における当該特定持株会社（長期信用銀行持株会社）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくかつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。）（略）

一三（略）

四 第十三条の二第九項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第十一項において準用する

同条第九項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第九項に規定する子会社対

象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき

四の二 第十六条の二の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上

の数の議決権の保有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立したとき

四の三 第十六条の二の二第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき

四の四 第十六条の二の二第四項の規定による命令に違反して長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき

五 第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき

五 第十六条の二第一項、第十六条の二の二第三項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは

は第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五若しくは第五十二条の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届

出をしたとき

六 第十六条の四第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき若しくは同条第八項において準用する

同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同条第一項各号に掲げる会社（同条第六項に規定する長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第十六条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、特例子

会社対象会社と同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき

七（略）

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第二項若しくは第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、これらの規定に規定する行為をしたとき

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき

十（略）

十一（略）

十二 銀行法第十八条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第

一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十

二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二條の五十五の規定による命令に違反したとき

十四の二 銀行法第三十四条第五項（銀行法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき

十四の三 銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

十五 銀行法第五十二条の四十三（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき

十六 簿書類を作成したとき

十七 簿書類を作成したとき

十七 銀行法第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

（金庫の事業）

第五十八条 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 会員の対する資金の貸付け

三 会員の対する資金の割引

2（略）

8（略）

第五十八条の子会社の子会社の範囲等）
第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限り。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第九項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

三 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

四 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、労働金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得、当該労働金庫は、その子会社となつた会社が当該事由（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得）の他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。第六十二條第六項若しくは第六十四條第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五條第一項（認可）の規定により合併又は事業譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

五 第三項の規定は、労働金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り。）に該当する子会社としてしよるときに準用する。

六 労働金庫は、第三項の規定により認可対象会社を子会社としよるとき、又は前項の規定によりその子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限り。）に該当する子会社としよるときは、その旨を定款で定めなければならない。

七 労働金庫が認可対象会社を子会社としてしている場合には、当該労働金庫の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

八 略）

第五十八条の五（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

一 銀行法第二條第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二 金融商品取引法第二條第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八條第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五條第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二條第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同法第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

十五 第五十八條第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。
十六 第五十八條第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。
十七 第五十八條の二第二項の規定に違反したとき。
十八 (略)

十八の二 第五十八條の三第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第五項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

十八の三・十八の四 (略)

十九 第五十八條の五第三項の認可を受けないで同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第四項において準用する同条第三項の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。

二十 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十一 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十二 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十三 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十四 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十五 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十六 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十七 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十八 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
二十九 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十一 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十二 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十三 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十四 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十五 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十六 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十七 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十八 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
三十九 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十一 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十二 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十三 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十四 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十五 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十六 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十七 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十八 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
四十九 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。
五十 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。

二 第三項の規定又は第四十一條の三において準用する会社法第九百九十六條第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

第二条(課税の範囲) 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

○ 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)(抄)

第二条(定義等) この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
二 為替取引を行うこと。

三 この法律において「定期積金」とは、期限を定めて一定金額の給付を行うことを約して、定期に又は一定の期間内において数回にわたり受け入れられる金銭をいう。
四 この法律において「定期積金等」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時に一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

五 この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者(前項に規定する掛金の掛金者を含む。)をいう。
六 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるものとみなされる株式)をいう。
七 この法律において「株式等」とは、株式又は持分をいう。

第十條 (業務の範囲)

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一 八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）

九 十九 (略)

3 十 (略)

第十二条の二 (預金者等に対する情報の提供等)
銀行は、預金又は定期積金等（以下この項において「預金等」という。）の受入れ（第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関する取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するため、措置を講じなければならない。

第十三条 (同一人に対する信用の供与等)

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。
一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

4 二 信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等
二 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 一 目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者のほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第十三条の二 (特定関係者との間の取引等)

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の場合に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引
二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

第十六条 (臨時休業等)

銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。前項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

9 7 8 (略)
第七項の規定は、銀行が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限定)に該当する子会社としてするときについて準用する。

1110 (略)
銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 (略)
前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合には、国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可(第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。)をしてはならない。

(略)
一 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項(認可)の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき、その設立された日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項(認可)の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき、その設立された日

三 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五項(認可)の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行が存続する場合に限る。)

四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四項第一項の免許を受けて当該銀行になつたとき、その免許を受けた日

五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき(内閣府令で定める場合に限る。)

六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)

七 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

八 銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又は保有するものとみなす。

九 第二項第十一項の規定は、第一項から第七項までの場合において銀行又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

4 3 2 (略)
銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)
第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

銀行を当事者とする会社分割は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(外国銀行代理業務に係る認可等)
第五十二条の二 銀行は、第十条第二項第八号の二に掲げる業務(次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。)を営もうとするときは

、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（次条第二号から第四号までを除き、以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
2 (略)

(外国銀行の免許に関する特例)
第五十二条の二の二 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める業務（第十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）については、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務
四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

(銀行持株会社の業務範囲等)

第五十二条の二十一 (略)
2 銀行持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(顧客の利益の保護のための体制整備)

第五十二条の二十一の二 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
2 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。
3 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く。）、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)
第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行
 - 二 資金移動専門会社
 - 三 証券専門会社
 - 四 証券仲介専門会社
 - 四の二 保険会社
 - 五 少額短期保険業者
 - 六 信託専門会社
 - 七 銀行業を営む外国の会社
 - 八 有価証券関連業務を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 九 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 十 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - イ (略)
- 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

- ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼銀行、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）
- 十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに第五十二条の二十四第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について、内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）
- 十三 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 十四 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含む、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
- 二 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による同項第一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 三 第一項の規定は、銀行持株会社に、現に子会社対象会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社（同号に掲げる会社であつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は外国の会社であつては、外国の会社に限る。第五項において同じ。）又は外国の会社と同一の若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社に限る。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社と同一の若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社として同項第六号から第十号までに掲げる会社に限る。第五項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社を引続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。
- 四 銀行持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。
- 五 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をすることができず、第一項第六号から第十号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象持株会社以外の外国の会社を子会社とすることを要する措置を講じなければならないこと。
- 六 第六項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 第十 (銀行持株会社の子会社の範囲等の特例)
第五十二条の二十三の二 銀行持株会社は、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる会社（以下「特例子会社対象会社」という。）を子会社（当該銀行持株会社の子会社である銀行の子会社を除く。以下「持株特定子会社」という。）とすることができる。
- 一 特例子会社対象業務を専ら営む会社（次に掲げる会社を除く。）
- イ 前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社
- ロ 前条第一項各号（第十一号及び第十一号の二を除く。）に掲げる会社が営むことができる業務及び特例子会社対象業務を専ら営む会社（前号ロに掲げる会社を除く。）
- 二 前項各号の「特例子会社対象業務」とは、子会社対象会社（前条第一項第十一号及び第十一号の二に掲げる会社を除く。）が営むことができる業務（従属業務を除く。以下この項において「特定業務」という。）以外の業務であつて、第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買その他の特定業務に準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。

3 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を特株特定子会社としようとするときは、あらかじめ、当該特株特定子会社が営もうとする特例子会社対象業務（前項に規定する特例子会社対象業務をいう。以下この条及び第六十五条第十七号において同じ。）を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 銀行持株会社は、第一項の規定により特例子会社対象会社を特株特定子会社としてある場合には、当該特株特定子会社が、その営む特例子会社対象業務につき当該特例子会社対象業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株特定子会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、特例子会社対象会社が、前条第七項に規定する内閣府令で定める事由により銀行持株特定子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その特株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き特株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該特例子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに特株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、その特株特定子会社として特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む特株特定子会社としようとするときに、その特株特定子会社として特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む第四項の規定は、第五項本文に規定する場合（同項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けて特株特定子会社となつた特例子会社対象会社を引き続き特株特定子会社とする場合を除く。）には、適用しない。

（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）
第五十二条の二十四（略）

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこの部分の議決権については、当該銀行持株会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有すること

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合にも、国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき その銀行持株会社になつた日
二 第五十二条の十七第二項の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき その設立された日
三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき その認可を受けた日
四 第五十二条の二十三第六項の認可を受けて当該銀行持株会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。） その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行持株会社が存続する場合に限る。） その合併をした日
六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。） その吸収分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。） その事業の譲受けをした日
八 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有し、又は保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行持株会社が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社又は特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、特例子会社は、銀行持株会社の第一項の「特例子会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十

9 一号の二に掲げる会社（銀行持株会社の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。第二条第十一項の規定は、第一項から第七項までの場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(許可の申請)

第五十二条の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者（次条第一項及び第五十二条の四十二第四項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の氏名
- 三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 所属銀行の商号
- 五 他に業務を営むときは、その業務の種類
- 六 その他内閣府令で定める事項

2 (略)

(変更の届出)

第五十二条の三十九 (略)
2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(特定銀行代理業者の休日及び営業時間)

第五十二条の四十六 (略)
2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(適用除外)

第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行代理業を営むことができる。

3 2 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定の申請)

第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 役員の氏名又は商号若しくは名称
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面
 - 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - 三 業務規程
 - 四 組織に関する事項を記載した書類

- 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの
- 六 前条第二項に規定する書類その他の同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの
- 七 その場合内閣府令で定める書類
- 3 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

(秘密保持義務等)

- 52 条の六十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十二条の六十七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定紛争解決機関の業務)

- 52 条の六十五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。
- 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入銀行（手続実施基本契約を締結した相手方である銀行をいう。以下この章において同じ。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の委託)

- 52 条の六十六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第五十二条の七十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の方に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

(業務規程)

- 52 条の六十七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の内容に関する事項
- 二 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 三 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 四 紛争解決等業務に要する費用に関する事項
- 五 当事者から紛争解決等業務の実施に関する加入銀行が負担する負担金に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。
- 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入銀行の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
- 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入銀行に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができる。当該加入銀行は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。
- 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。
- 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。
- 六 加入銀行は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

- 七 加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 八 前二号に規定する場合は、加入銀行は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 九 加入銀行は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。
- 十 加入銀行は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項
- 三 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に関する事項に關する業務規程は、銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に關する義務を履行することが確実にないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。
- 四 第一項第三号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。
 - 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が銀行業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。
 - 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を銀行業務関連紛争の当事者とする銀行業務関連紛争について紛争解決委員が紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関に於ては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
 - 四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするに、弁護士等の助言を受けることができるようにするなどの措置を定めていること。
 - 五 紛争解決手続の開始から終了までの標準的な手続の進行について定めていること。
 - 六 加入銀行の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は銀行業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方法を定めていること。
 - 七 紛争解決手続の開始から終了までの標準的な手続の進行について定めていること。
 - 八 指定紛争解決機関が加入銀行から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するかどうかを確認するための手続を定めていること。
 - 九 指定紛争解決機関が加入銀行の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。
 - 十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
 - 十一 紛争解決手続において陳述された意見又は提出された帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれら秘密についても同様とする。
 - 十二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方法を定めていること。
 - 十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。
 - 十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に關して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
 - 五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に關する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。
 - 二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。
 - 三 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものという。
 - 一 当事者である加入銀行の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。
 - 六 第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行が受諾しなければならないものという。
 - 一 当事者である加入銀行の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていなく、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時に、当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四 顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第二項第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

七 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

八 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）

第五十二条の六十八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入銀行が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入銀行の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、銀行業務関連苦情及び銀行業務関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務関連苦情の処理及び銀行業務関連紛争の解決を促進するため、加入銀行その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十二条の六十九 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五十二条の七十 指定紛争解決機関は、特定の加入銀行に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第五十二条の七十一 指定紛争解決機関は、第五十二条の七十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（指定紛争解決機関による苦情処理手続）

第五十二条の七十二 指定紛争解決機関は、加入銀行の顧客から銀行業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行に対し、当該銀行業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

（指定紛争解決機関による紛争解決手続）

第五十二条の七十三 加入銀行に係る銀行業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。）のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

二 銀行業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁

五 訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

四 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行の顧客が当該銀行業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決手続の実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の規定により紛争解決委員が紛争解決手続の実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十二条の六第七項第六項に規定する特別調停案を提示することができる。）をすることができる。

三 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続の実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十二条の六第七項第六項に規定する特別調停案を提示することができる。）をすることができる。

二 紛争解決委員は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

一 記載した紛争解決手続は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

九 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

八 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

七 銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

六 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

四 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定められるもの

三 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

一 紛争解決手続の実施の経緯

五十二（時効の中断）

第五十二条の七十四 紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合には、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

二 指定紛争解決機関の紛争解決業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可され、又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた銀行業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

第五十二条の七十五 銀行業務関連紛争について当該銀行業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該銀行業務関連紛争について、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該銀行業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。

三 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十二（訴訟手続の中止）

第五十二条の七十六 指定紛争解決機関は、加入銀行の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

第五十二（加入銀行の名簿の縦覧）

(名称の使用制限) 第五十二条の七十七は、指定紛争解決機関でない者(金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(変更の届出) 第五十二条の七十八 指定紛争解決機関は、第五十二条の六十三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(手続実施基本契約の締結等の届出) 第五十二条の七十九 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 銀行と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。
- 二 その他内閣府令で定めるとき。

(業務に関する報告書の提出) 第五十二条の八十 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第五十二条の八十一 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入銀行若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にこれら者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 3 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第五十二条の八十二 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

- 一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合
- 二 第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

役員、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社若しくは清算人）、銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支那人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項若しくは第三項又は第四十七條の三の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第五（略）

六 第十六條の二第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第七項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七 第八（略）

九 第十八條の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。

十 第二十六條第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六條第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

十一 第三項若しくは第五十二条の五十五の規定に違反して同項に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十二 第四十七條の二の規定に違反して同条に規定する額以上の資産を国内において保有しないとき。

十三 第四十八條、第五十二条第二項若しくは第五十二条の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十四 第五十二條の二第二項において準用する会社法第九百四十一条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十五 第五十二條の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二條の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二條の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十六 第五十二條の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十七 第五十二條の二十三第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき若しくは同条第八項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第六項において準用する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき又は第五十二条の二十三の二第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項の認可に係る特例子会社対象業務以外の特例子会社対象業務を営む持株特定子会社としたとき。

十八 第五十二条の四十三（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十（略）

二十一 第五十七條の四の規定による登記をしなかつたとき。

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）（抄）

（薬物犯罪収益等隠匿）
第六条 薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又これを併科する。薬物犯罪収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

3 2 前項の未遂罪は、罰する。
第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）

附 則

○ （特定承継会社に係る銀行法等の適用関係）

第三十三条（略）
2 前条及び前項に定めるもののほか、特定業務を営む特定承継会社については、信用農業協同組合連合会とみなして、農水産業協同組合貯金保険法の規定その他信用農業協同組合連合会に適用される法令のうち政令で定めるものの規定を適用する。

○ 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

（所掌事務）

第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 （略）

三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

イ 銀行業又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二

条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一条の二第二項に規定する特定信用事業代理

業又は農林中央金庫代理業を行う者

ホ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

ト 保険業を行う者

チ 保険持株会社

リ 船主相互保険組合

ニ 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者

指 指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

金 金融商品債務引受業を営む者

証 証券金融会社

投 投資法人

信 信用格付業者

金 金融商品市場を開設する者

認 認可金融商品取引所持株会社

取 引情報蓄積機関（金融商品取引法第五十六条の六第四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）

特 定金融指標算出者（金融商品取引法第五十六条の八第五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）

信 託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は信託契約代理業を営む者

貸 貸金業を営む者

貸 貸金業協会

ム ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ ワ ル ヌ リ チ ト ヘ ホ
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二

- ウ 十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関
- ウ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
- 中 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
- ノ 不動産特定共同事業を営む者
- オ 指定紛争解決機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。）
- マ 前払式支払手段発行者
- カ 資金移動業を営む者
- ケ 資金清算業を行う者
- ク 認定資金決済事業者協会
- コ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ク 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- ク 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- ク 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ク 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
- ク 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ク 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
- ク 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。
- ク 準備預金制度に関すること。
- ク 金融機関の金利の調整に関すること。
- ク 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ク 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- ク 金融商品取引法第二章から第五章までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。
- ク 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- ク 公認会計士及び監査法人に関すること。
- ク 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。
- ク 電子記録債権の電子記録に関すること。
- ク 金融に係る知識の普及に関すること。
- ク 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- ク 金融商品取引法及び公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）の規定による課徴金に関すること。
- ク 金融商品取引に係る国際事件の調査に関すること。
- ク 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- ク 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- ク 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- ク 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき金融庁に属させられた事務
- ク 前項に定めるもののほか、金融庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）

第十條 犯罪収益等隠匿（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三條第一項若しくは第二項前段、第四條第一項又は第五條第一項の罪に未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次條において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三條第一項若しくは第二項前段、第四條第一項又は第五條第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の發生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

3 2 前項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（事務所等）

第三條 農林中央金庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四條の規定は、農林中央金庫について準用する。

3 農林中央金庫は、日本において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

4 農林中央金庫は、外国において従たる事務所の設置、移転、又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を代理させることができる。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

六 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

7 農林中央金庫は、第九十五條の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。（略）

（業務の範囲）

第五十四條 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員の預金の貸付け又は手形の割引

三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

五 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

六 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

七 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

八 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

九 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十五 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十六 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十七 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十八 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

十九 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十五 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十六 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十七 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十八 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

二十九 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十五 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十六 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十七 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十八 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

三十九 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十一 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十二 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十三 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十四 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十五 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十六 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十七 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十八 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

四十九 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

五十 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券
二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券
三 有価証券の貸付け
四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国
債等の募集の取扱い
五 金銭債権（譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金
銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」
七 短期社債等の取得又は譲渡
八 有価証券の私募の取扱い
九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務

十一 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を
除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
十二 有価証券、貴金属その他の物品の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十三 振替業
十四 両替
十五 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる
業務に該当するもの以外のもの
十六 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十七 金銭債権の取引（取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当
するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当
するもの以外のもの
十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十 機械等その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
二十一 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契
約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること
二十二 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡する場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当す
る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
額を対価として受領することを内容とするものであること
二十三 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十四 前項第五号に掲げる業務の代理又は媒介する証券をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期
社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

二十五 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券
二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券
三 有価証券の貸付け
四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国
債等の募集の取扱い
五 金銭債権（譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金
銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」
七 短期社債等の取得又は譲渡
八 有価証券の私募の取扱い
九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務

十一 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を
除く。）の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
十二 有価証券、貴金属その他の物品の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十三 振替業
十四 両替
十五 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる
業務に該当するもの以外のもの
十六 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十七 金銭債権の取引（取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当
するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当
するもの以外のもの
十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十 機械等その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
二十一 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契
約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること
二十二 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡する場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当す
る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
額を対価として受領することを内容とするものであること
二十三 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十四 前項第五号に掲げる業務の代理又は媒介する証券をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期
社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第九十八号、第九十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

ヘ その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債の性質を有するものを除く。）を表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

一 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(1) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(2) 元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(3) 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

四 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

四の二 有価証券の振替業 株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

五 デリバティブ取引 金融商品取引法第二十条に規定するデリバティブ取引をいう。

六 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

七 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

三 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

五 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

八 農林中央金庫の子会社の範囲等）

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社（以下「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行法第二条第一項に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）を営むもの

二 資金移動に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項第五号において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第四項ただし書の期限(前項の規定による期限)の延長が行われたときは、その延長後の期限(前項の規定による期限)までその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることとがでないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 農林中央金庫が子会社とした第一項第五号から第八号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、農林中央金庫がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第七項の規定は、農林中央金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

第七十三条 (略)

二 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、農林中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

三 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、農林中央金庫又はその子会社と合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

四 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき、その合併をした日

二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき、その事業を譲り受けた日

五 主務大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

六 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、農林中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

第二十四条第五項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十九条の三、第五十九条の七又は第九十五条の五において準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十九条第一項の規定に違反した者

二 第九十五条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林中央金庫代理業を営んだ者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 第五十九条の八又は第九十五条の四第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の四十一の規定に違反して他人に外国銀行代理業務又は農林中央金庫代理業を営ませた者

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員

一、代表者、業務を執行する社員又は清算人（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事

二、この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三、この法律の規定による總會又は総代会の招集を怠ったとき。

四、この法律の規定（第八十一条第一項、第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。）又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五、第六条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったとき。

六、第十九条又は第七十九条の規定に違反したとき。

七、第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかったとき。

八、第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を總會の目的とせず、又はその請求に係る議案を總會に提出しなかったとき。

九、第二十四条第五項の第一項の職責を行うべき者の選任手続をしなかったとき。

十、第二十四条の五第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一、第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。

十二、第二十九条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。

十三、第三十条第二項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十四、第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十五、第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十六、第三十八条の二第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。

十七、第四十九条の二（第九十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

十八、第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十九の二、第五十九条の四第二項若しくは第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十九の三、準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をしたとき。

十九の四、準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九の五、準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十、第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。

二十一、第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。

二十二、第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

二十三、第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

二十四、第七十二条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の子会社を子会社としたとき、又は同条第九項において準用する同条第七項の規定による主務大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十五、第七十三条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

- 二十六の二 第七十三条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二十七の二 第七十五条の二第二項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 二十八 第七十六条第一項の規定に違反して、準備金を積み立てなかつたとき。
- 二十九 第七十七条の規定に違反して、剰余金を処分したとき。
- 三十 第八十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 三十一 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。
- 三十二 第九十五条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。
- 三十三 第九十五条において準用する会社法第五百二条第一項の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。
- 三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件（第三条第四項若しくは第六項、第五十九条の四第一項又は第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。
- 三十五 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九十四条の二第一項又は第七十二条第七項（同条第九項において準用する会社法第九百七十六条の規定による調査を妨げたとときも、前項と同様とする。）に違反したとき。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）

第二条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 認証紛争解決手続（略） 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。
- 三 認証紛争解決手続（略）
- 四 認証紛争解決手続（略）

○ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

第六十八条（登録の申請） 前条第一項の登録を受けようとする者（第七十条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、その役員の名
- 三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 信託契約代理業を営む営業所の商号
- 五 他に業務を営むときは、その業務の種類
- 六 その他内閣府令で定める事項

2・3（変更の届出）

- 第七十一条（略）
- 2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
- 3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第二條 (定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十三 (略) 公告方法のうち、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるもの)をいう。以下同じ。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。

二 (特別清算事件の管轄)
第八百七十九條 (略)

三 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。
(略)

第九百四十條 (電子公告の公告期間等)
株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日まで

一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日

二 (略)
三 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
(略)

三 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない期間(以下この章において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

(電子公告調査)
第九百四十一條 この法律又は他の法律の規定による公告(第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。)を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれていないかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者(以下この節において「調査機関」という。)に対し、調査を行うことを求めなければならない。

(登録)
第九百四十二條 前条の登録(以下この節において単に「登録」という。)は、同条の規定による調査(以下この節において「電子公告調査」という。)を行おうとする者の申請により行う。
二 登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(欠格事由)
第九百四十三條 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)
二 第九百五十四條の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う理事等(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七條において同じ。)のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 電子公告調査に必要な電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができないものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。

ハ 当該電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を適正に行うために必要な実施方法が定められていること。

二 電子公告調査を適正に行うために必要な事項を記載し、又は記録してするものとする。

二 登録年月日及び登録番号

一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地

(登録の更新)

第九百四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(調査の義務等)

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

二 調査機関は、公正にかつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。

三 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。

四 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

(電子公告調査を行うことができない場合)

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

一 当該調査機関

二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）

三 理事等又は職員（過去二年間にそのいづれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人

四 理事等又は職員のうちに当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人

(事業所の変更の届出)

第九百四十八条 調査機関は、電子公告調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第九百四十九条 調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、電子公告調査の業務の開始前に、法務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 業務規程には、電子公告調査の実施方法、電子公告調査に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休止)

第九百五十条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九百五十一条 調査機関は、毎事業年度経過後三箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)
第九百五十二条 法務大臣は、調査機関が第九百四十四条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反しているとき、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九百五十四条 法務大臣は、調査機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九百四十三条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九百四十七条(電子公告関係規定において準用する場合を含む。)から第九百五十条まで、第九百五十一条第一項又は次条第一項(電子公告関係規定において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九百五十一条第二項各号又は次条第二項各号(電子公告関係規定において準用する場合を含む。)(の規定による請求を拒んだとき

四 第九百五十二条又は前条(電子公告関係規定において準用する場合を含む。)(の命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九百四十一条の登録を受けたとき。

(調査記録簿等の記載等)

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの(以下この条において「調査記録簿等」という。)を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

2 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等(利害関係がある部分に限る。)(について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 調査記録簿等が書面をもって作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

二 調査記録簿等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(調査記録簿等の引継ぎ)

第九百五十六条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部の廃止をしようとするとき、又は第九百五十四条の規定により登録が取り消されたときは、その保存に係る前条第一項(電子公告関係規定において準用する場合を含む。)(の調査記録簿等を他の調査機関に引き継がなければならない。

2 前項の規定により同項の調査記録簿等の引継ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるところにより、その調査記録簿等を保存しなければならない。

(法務大臣による電子公告調査の実施)

第九百五十七条 法務大臣は、登録を受ける者がなく、第九百五十条の規定による電子公告調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は調査機関に対し電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、調査機関が天災その他の事由により電子公告調査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、当該電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における電子公告調査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、法務省令で定める。

3 第一項の規定により法務大臣が行う電子公告調査を求める者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(報告及び検査)

第九百五十八条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、調査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第九百五十九条 法務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。
二 第九百四十五条第一項の規定により登録が効力を失ったことを確認したとき。
三 第九百四十八条又は第九百五十条の届出があったとき。
四 第九百五十四条の規定により登録を取り消し、又は電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第九百五十七条第一項の規定により法務大臣が電子公告調査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた電子公告調査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)
二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使
三 (略)

第六十五条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社である場合には、銀行法第五十二条の二十三及び第五十二条の二十三の二の規定は、日本郵政株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、国内の会社（銀行（同法第二条第一項に規定する銀行をいう。）並びに同法第五十二条の

本郵政株式会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、子会社を設立しようとするとき、又は他の会社を子会社としようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十六条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社である場合には、銀行法第五十二条の二十四の規定は、日本郵政株式会社又はその子会社については、適用しない。この場合において、日本郵政株式会社は、国内の会社（銀行（同法第二条第一項に規定する銀行をいう。）並びに同法第五十二条の

二十三第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社並びに前条後段の規定による届出に係る子会社を除く。）以下この項において同じ。）の議

決権については、その子会社と合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主又は総社員の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項の場合において日本郵政株式会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(業務の制限)
第一百十條 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 三 (略)
四 金融商品取引法第三十三條第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）

イ 国債証券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ 証券投資信託受益証券に係る有価証券の募集の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

五 (略)
六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

二 六 (略)
第一百十一條 (子会社保有の制限)

三 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、その子会社としている銀行法第十六條の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象金融機関等に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。

四 八 (略)
第一百十二條 (営業所の設置等)
郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更（本店の位置の変更を含む。）をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

二 三 (略)

(業務報告書等)
第一百十六條 (略)

三 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

四 (略)
第一百二十條 (届出事項)
郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 六 (略)
七 銀行法第二十六條第一項の規定による命令、預金保険法第七十四條第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。
八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

(定義)
第二條 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二條第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二條第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

二 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行
二 信用金庫

三 信用金庫連合会
 四 労働金庫連合会
 五 信用協同組合
 六 信用協同組合連合会
 七 農業協同組合
 八 農業協同組合連合会
 九 漁業協同組合
 十 漁業協同組合連合会
 十一 水産加工工業協同組合
 十二 水産加工工業協同組合連合会
 十三 農林中央金庫
 十四 農林中央金庫
 十五 株式会社商工組合中央金庫
 十六 株式会社日本政策投資銀行
 十七 株式会社
 十八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
 十九 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
 二十 共済水産業協同組合連合会
 二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
 二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
 二十三 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
 二十四 信託会社
 二十五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
 二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。）又は同条第七項に規定する特例事業者
 二十七 無尽会社
 二十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
 二十九 貸金業法第二条第五号に規定する者のうち政令で定める者
 三十 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者
 三十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者
 三十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
 三十三 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関
 三十四 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関
 三十五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
 三十六 本邦において、その指定する機械類その他の物品を輸入してその貸貸（政令で定めるものに限る。）を営む者（以下「クレジットカード等」という。）を営む者
 三十七 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を輸入してその貸貸（政令で定めるものに限る。）を営む者（以下「クレジットカード等」という。）を営む者
 三十八 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 三十九 号において同じ。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード等」という。）をこの顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十一 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十二 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十三 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十四 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十五 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十六 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十七 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十八 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 四十九 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者
 五十 顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入手の売買を行うことを行う者

律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業（別表において単に「宅地建物取引業」という。）を営むもの（第二十二條第一項第十五号において「みなし宅地建物取引業者」という。）を含む。）を包含する。この政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品の（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者

四十一 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（フアクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話（電話）を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

四十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）
四十三 司法書士又は行政書士
四十四 行政書士又は行政書士法人
四十五 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人
四十六 税理士又は税理士法人
三 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第三十八号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

第四（取引時確認等）

上欄に掲げる特定事業者（第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号に掲げる事項の確認を行わなければならない。次に各号（第二項）に、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日を行い、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容
三 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を事実的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2 (略)

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの
イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすまして疑いがある場合において、当該取引
ロ 関連取引時確認が行われた際に当該取引に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間に厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる者に対する財産の移転を伴うもの
三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる者に対する財産の移転を伴うもの
四 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六條の規定による確認記録の作成及び保存をしていない。）を行つていない顧客等との取引（これに準ずるものとし

て政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。
五 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつて自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する本人特定事項の確認を行わなければならない。）の当該顧客等との間で現に特定取引等の任に当たつて自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する本人特定事項の確認を行わなければならない。）の当該顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区

5

他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区

分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
 国等（人格のない社団又は財団を除く。）

第一項	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
	第二項	前項第一号に掲げる事項
第二項	第一号	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）
	第二号	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況
第三項	本人特定事項	第一号から第三号まで
第四項	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項
第五項	本人特定事項	事業の内容
第六項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況	前項第一号から第三号までに掲げる事項

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

7 取引記録等の作成義務等（取引記録等の作成義務等）
 第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 2 い。特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

8 疑わしい取引の届出等（疑わしい取引の届出等）
 第八条（略）

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法により行わなければならない。
 3 特定事業者（その役員及び使用人を含む。）は、第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。
 4 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。
 5 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）
 第十二条（略）

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。
 3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

（行政庁等）

第二十二條 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

(略)

一 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
二 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十八条第一項に規定する行政庁
三 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百二十七条第一項に規定する行政庁

四 前項の規定にかかわらず、第九号に規定する特定事業者(第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣)

五 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第五十六条第二項に規定する主務大臣

六 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定する主務大臣

七 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

八 (略)

九 (略)

十 前項の規定にかかわらず、第九号に規定する特定事業者(第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。)に係る第九号及び第十号に定める事項に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

十一 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。)を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

(略)

十二 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限る。政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

十三 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限(第八条、第十七条及び第十八条に規定するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。)のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(略)

十四 登録金融機関業務に係る行為

十五 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

十六 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

十七 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十五条から第十九条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

十八 第二十三條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項(次号から第四号までに掲げる事項を除く。)に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第二項に規定する主務大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七条第二項に規定する主務大臣

ニ・ホ (略)

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る事項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三 前条第三項に規定する特定事業者に係る事項に規定する事項 内閣総理大臣

四 前条第四項に規定する特定事業者に係る事項に規定する事項 国家公安委員会

五 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

(略)

二十六 第二十八條 (略)

二十七 相手方に前項前段の目的があることその他の情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

二十八 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

4 第一項又は第二項の罪に当たるとする行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十六条 二億円以下の罰金刑
- 三 第二十七条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)
第三十一条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二條第六項各号に掲げる行為に係る第二十七條及び前條第三号に規定する罪の事件について準用する。

別表(第四條關係)

第二條第二項第一号から第三十六号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。)の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二條第二項第三十七号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二條第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二條第二項第三十九号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二條第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。)若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。)の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二條第二項第四十号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二條第二項第四十一号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二條第二項第四十三号に掲げる者	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三條若しくは第二十九條に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続(政令で定めるものを除く。)について「代理又は代行(以下この表において「特定受任行為の代理等」という。)に係るもの」 一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。) 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

<p>第二条第二項第四十四号に掲げる者</p>	<p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一條の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十五号に掲げる者</p>	<p>公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>
<p>第二条第二項第四十六号に掲げる者</p>	<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの</p>	<p>特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引</p>

○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）

（銀行法の準用）

- 第十條（略）
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
- 3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

○ 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）（抄）

- （請求の方法）
- 第六條 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならない。

- （電子債権記録機関による電子記録）
- 第七條 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならない。
- 2 （略）

- （電子記録の訂正等）
- 第十條 電子債権記録機関は、次に掲げる場合には、電子記録の訂正をしなければならない。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。

- 一 四（略）
- 2 5（略）

（発生記録）

第十六條（略）

- 2 4（略）
- 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、第一項第二号（分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。）及び第二項各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限す

ることができる。

(分割記録)

第四十三条 電子記録債権は、分割（債権者又は債務者として記録されている者が二人以上ある場合において、特定の債権者又は債務者について分離をすることを含む。）をすることができる。

2・3 (略)

(電子記録債権に関する強制執行等)

第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならぬ。

2・3 (略)

(電子債権記録業を営む者の指定)

第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができる。

一、四 (略)

五 定款及び電子債権記録業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより電子債権記録業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

六・七 (略)

2 (略)

○ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証券、電子機器その他の物（以下この章において「証券等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法）をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの。

二 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記載される物品又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品又は役務の数量に應ずる対価を請求することができるもの。

三 この章において「基準日未使用残高」とは、前払式支払手段の発行する者が毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この章において「基準日」という。）までに発行したすべての前払式支払手段の当該基準日における未使用残高（次の各号に掲げる前払式支払手段の区分に應じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。

二 前項第一号の前払式支払手段

一 前項第二号の前払式支払手段

た金額

3・8 (略)

2 (略)

第五条 (自家型発行者の届出)

(略)

3 自家型発行者は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（第三者型発行者の登録）
第七条 第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行つてはならない。

（登録の申請）

第八条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称及び住所

二 資本金又は出資の額

三 前払式支払手段の発行の業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

四 前払式支払手段の種類、名称及び支払可能金額等

五 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求する

六 ことができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

七 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法

八 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に應ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

九 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第十条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 三（略）

四 加盟店（前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品の販売者若しくは貸出人又は提供を受けることができる

役務の提供者をいう。第三十二条において同じ。）に対する支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人

五 九（略）

2（略）

（変更の届出）

第十一条 第三者型発行者は、第八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2（略）

（表示又は情報の提供）

第十三条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用若しくは交付することがない場合を除く。）には、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を含む。）に、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 氏名、商号又は名称

二 前払式支払手段の支払可能金額等

三 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求する

四 ことができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

五 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に應ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

その他内閣府令で定める事項

2・3（略）

2（略）

2（略）

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）
第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を

- 一 払い戻さなければならぬ。
- 二 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）
- 三 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。
- 四 その他内閣府令で定める場合

(立入検査等)

- 第二十四条 内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該前払式支払手段発行者に対し当該前払式支払手段発行者の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該前払式支払手段発行者の営業所に事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 第二十五条 (略)

(第三者型発行者に対する登録の取消し等)

- 第二十七条 内閣総理大臣は、第三者型発行者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその第三者型前払式支払手段の発行の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第十条第一項各号に該当することとなつたとき。
 - 二 不正の手段により第七条の登録を受けたとき。
 - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
 - 四 その発行する前払式支払手段に係る第三十一条第一項の権利の実行が行われるおそれがある場合において、当該前払式支払手段の利用者の被害の拡大を防止することが必要であると認められるとき。
- 第二十八条 内閣総理大臣は、第三者型発行者の営業所若しくは事務所若しくは所在地を確知できないとき、又は第三者型発行者を代表する役員若しくは内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該第三者型発行者から申出がないときは、当該第三者型発行者の第七条の登録を取り消すことができる。
- 第二十九条 (略)

(廃止の届出等)

- 第三十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき。
 - 二 第三十一条第二項第二号に掲げるとき。
- 第三十一条 (略)

(資金移動業者の登録)

- 第三十二条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

(登録の申請)

- 第三十三条 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 商号及び住所
 - 二 資本金の額
 - 三 資金移動業に係る営業所の名称及び所在地
 - 四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国資金移動業者にあつてはこれらに準ずる者とする。第四十条第一項第十号において同じ。）の氏名
 - 五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
 - 六 外国資金移動業者にあつては、国内における代表者の氏名
 - 七 資金移動業の内容及び方法
 - 八 資金移動業を第三者に委託する場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 九 他に事業を行っているときは、その事業の種類

十 その他内閣府令で定める事項
2 前項の登録申請書には、第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)
第四十一条 資金移動業者は、第三十八条第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(略)

(帳簿書類)
第五十二条 資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、その資金移動業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)
第五十三条 資金移動業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金移動業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 資金移動業者は、前項の報告書のほか、六月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
3 前二項の報告書には、財務に関する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(立入検査等)
第五十四条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金移動業者に対し当該資金移動業者の業務若しくは財産に
第五十五条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金移動業者に対し、業務の運営
又 は 財 産 の 状 況 の 改 善 に 必 要 な 措 置 そ の 他 監 督 上 必 要 な 措 置 を と る べ き こ と を 命 ず る こ と が で き る 。
2 関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金移動業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して
2・3 質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
(略)

(業務改善命令)
第五十五条 内閣総理大臣は、資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金移動業者に対し、業務の運営
又 は 財 産 の 状 況 の 改 善 に 必 要 な 措 置 そ の 他 監 督 上 必 要 な 措 置 を と る べ き こ と を 命 ず る こ と が で き る 。
第五十六条 内閣総理大臣は、資金移動業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて資金移動業の全
部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四十条第一項各号に該当することとなつたとき。
二 不正の手段により第三十七条の登録を受けたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

2 内閣総理大臣は、資金移動業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は資金移動業者を代表する取締役若しくは執行役（外国資金移動業者である資金移動業者）
業 者 に あ っ て は 、 国 内 に お け る 代 表 者 の 所 在 を 確 知 で き な い と き は 、 内 閣 府 令 で 定 め る こ と に よ り 、 そ の 事 実 を 公 告 し 、 そ の 公 告 の 日 か ら 三 十 日 を 経 過 し て
も 当 該 資 金 移 動 業 者 か ら 申 出 が ない と き は 、 当 該 資 金 移 動 業 者 の 第 三 十 七 条 の 登 録 を 取 り 消 す こ と が で き る 。
3 (略)

(廃止の届出等)
第六十一条 (略)

2・3 (略)
4 資金移動業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5・6 (略)
7 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三
条並びに第九百五十五条の規定は、外国資金移動業者である資金移動業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合
において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十四条 資金清算機関の免許等)
2 (略) 資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行つてはならない。

(秘密保持義務等)
第七十四条 資金清算機関の取締役等(取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業又はこれに関連する業務に関する業務に知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
2 資金清算機関の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金清算業及びこれに関連する業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(資本金の額等の変更の届出)
第七十七条 資金清算機関は、第六十五条第一項第二号に掲げる事項(純資産額を除く。)又は同項第三号から第五号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(帳簿書類)
第七十八条 資金清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その資金清算業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)
第七十九条 資金清算機関は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、資金清算業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)
第八十条 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、資金清算機関に対し当該資金清算機関の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該資金清算機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(業務改善命令)
第八十一条 内閣総理大臣は、資金清算業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、資金清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(免許の取消し等)
第八十二条 内閣総理大臣は、資金清算機関がその免許を受けた時点において第六十六条第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その免許を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、資金清算機関がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したときは、第六十四条第一項の免許若しくは第六十九条第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

(認定資金決済事業者協会の認定)
第八十七条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次に規定する業務(以下この章において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。
一 前払式支払手段(第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。)の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びこれらの健全な発展及び利用者(第十条第一項第四号に規定する加盟店を含む。以下この章において同じ。)の利益の保護に資することを目的とすること。
二 (略)
三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。
四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

(立入検査等)
第九十五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定資金決済事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(認定資金決済事業者協会に対する監督命令等)
第九十六条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定資金決済事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 (略)

(指定の取消し等)

第一百条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- 二 不正の手段により前条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。
- 2 (略)
- 4 (略)

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条の登録を受けずに第三者型前払式支払手段(第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。第三号において同じ。)の発行の業務を行った者
- 二 (略)
- 三 第十二条の規定に違反して、他人に第三者型前払式支払手段の発行の業務を行わせた者
- 四 第四十二条の規定に違反して、他人に資金移動業を営ませた者
- 五 第六十四条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに資金清算業を行った者
- 六 不正の手段により第六十四条第一項の免許を受けた者

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十六条第一項の規定による資金移動業の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 二 第八十二条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者
- 三 第九十六条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四十三条第一項の規定に違反して、供託を行わなかった者
- 二 第四十六条の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者
- 三 (略)
- 八 第六十五条第一項の規定による免許申請書又は同条第二項の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の規定による届出書若しくは同条第二項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者
- 二 (略)
- 八 (略)
- 九 第九十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 十 第九十五条の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一百十三条 第五十五条、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条の規定による命令に違反した者
- 二 第三十条第二項の規定による届出書若しくは同条第三項の規定による添付書類を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添付書類を提出した者
- 三 第三十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第六十九条第二項若しくは第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第七十六条の規定に違反した者
- 六 第八十九条第三項の規定に違反して、その名称中に認定資金決済事業者協会の会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。以下同じ。）と誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 七 第九十条第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）

（公告）

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議（附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿（以下単に「名簿」という。）に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

3 2
（略）
（略）

（公告国際テロリストに対する行為の制限）

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 一 規制対象財産の貸付けを受けること。
- 二 規制対象財産（金銭を除く。第十五条第三号において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。
- 三 規制対象財産（金銭を除く。第十五条第三号において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。
- 四 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 五 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定めるものを除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。）の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所等（日本国内に住所等がないとき、又は日本国内の住所等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 5
（略）

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があった日、指定の有効期間が満了した日又は第七条第二項において準用する第五条第一項の規定による公告があった日から起算して一年を経過してもなお規制対象財産の返還を受けるべき者の所在が判明しないとき、又はその者が当該規制対象財産の引取りをしないことによりこれを返還することができないときは、当該規制対象財産は、これを仮領置している公安委員会が置かれている都道府

7 県に帰属する。
8 (略)

(損失補償)

第二十四条 第十五条各号に掲げる行為の行為者が、当該行為をすることをする相手方に約した後（当該行為のうちその相手方の請求があつた場合に限りすること）が約されているものにあつては、当該相手方が当該行為者に対する請求をし、又はその請求をすること当該行為者以外の者に約した場（当該相手方が第三条第一項の規定により公告され、若しくは指定を受けたため、当該行為ができなくなつたことにより当該相手方以外の者が損失を受けたため、当該規制対象財産を所持している者が同項の規定により公告され、若しくは指定を受けたため、当該規制対象財産が仮領置されたため、当該規制対象財産を所持していた者以外の者が損失を受けた場合）においては、国は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。